

神奈川県発注工事系委託業務に係る条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるもののほか、神奈川県が発注する工事系委託業務の条件付き一般競争入札における業者の入札参加資格要件の設定に必要な事項を定め、もって厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(入札参加資格要件の設定と審査会)

第2条 入札執行権者が入札参加資格要件の設定を行う場合は、あらかじめ工事系委託業務を発注する本庁各局部及び各出先機関（以下「各局部等」という。）ごとに設置する入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

なお、出先機関が入札参加資格要件の設定を行う場合、本庁各局部に設置される審査会に協議することができるものとする。

(入札参加資格要件設定の基準)

第3条 要領第6条に基づき、審査会において入札参加資格要件（以下「要件」という。）を設定する場合は、次の各号に留意するものとする。

(1) 本店、受任者を置く支店・営業所の所在地

- ① 所在地を要件とする場合は、県内本店を原則とする。
- ② 参加可能者数を調整する場合は、発注者が所管する区域（以下「管内」という。）本店又は管内市町村本店を要件として設定できる。
- ③ 年度を通じ繰り返し同種の業務を発注する場合で、所在地に係る要件の固定化を避けるために必要がある場合は、管内市町村本店を要件として設定できる。
- ④ 受任者のいる支店、県外本店は、発注者の判断において特に必要と認められる場合に要件として設定できる。特に必要と認められる場合を例示すると次のとおりである。

なお、受任者とは、代表者から入札や契約行為を行う権限を委任され、代表者に代わって受任者の名義でこれらの行為を行える者のことをいい、代表者から予め県に届け出がなければならない。

ア 契約の履行に高度又は特殊な技術を要するか、若しくは広範な知識・経験を要する場合。

イ 入札参加資格者名簿登載の参加資格者が極めて少数であり、競争性を確保するため必要がある場合。

(2) 営業種目及び営業種目の細目

- ① 営業種目、営業種目の細目とは、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号。以下「規則」という。）第7条に定める競争入札参加者名簿に掲載されている営業種目及び営業種目の細目をいう。
- ② 複数の営業種目を要件として設定できる。
- ③ 営業種目の希望順位は、要件としない。

- ④ 複数の細目を要件として設定できる。
- (3) 営業種目の売上高
- ① 競争入札参加資格申請時の営業種目の直前第1営業年度の売上高（以下「売上高」という。）を要件として設定できる。
 - ② 売上高の下限、上限、又は下限及び上限を、要件として設定できる。
 - ③ 受任者のいる支店、県外本店も参加できる要件を設定する場合は、県内企業の入札参加機会を確保しその健全育成を図る観点から、県内本店に設ける要件を緩和することができる。
- (4) 有資格技術者数
- ① 競争入札参加資格申請時の営業種目の有資格技術者数（以下「技術者数」という。）を参加資格要件として設定できる。
 - ② 技術者数を要件とする営業種目及び技術者の資格は、次のとおりとする。
 - ア 営業種目が設備設計・建築設計の場合 一級建築士。
 - イ 営業種目が測量の場合 測量士。
 - ウ コンサルに該当する24営業種目のうち上記3営業種目及び地質調査を除いた営業種目の場合 技術士（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）別表の「技術上の管理をつかさどる者の要件」に該当する者）
 - エ その他の営業種目にあつては、技術者数を要件としない。
 - ③ 技術者数の下限、上限、又は下限及び上限を、要件として設定できる。
 - ④ 受任者のいる支店、県外本店も参加できる要件を設定する場合は、県内企業の入札参加機会を確保しその健全育成を図る観点から、県内本店に設ける要件を緩和することができる。
- (5) 同種業務履行実績
- ① 過去5年間に神奈川県、国・地方公共団体から同種の業務を受託した実績を要件として設定できる。
 - ② 同種業務履行実績は、テクリス（TECRIS：測量調査設計業務実績情報システム）に登録があるものを原則とするが、契約書の写し等で確認できたものも実績することができる。
 - ③ 発注者の判断で特に必要があると認められる場合には、県内における履行実績に限定することができる。
 - ④ 発注者の判断において特に必要と認められる場合には、公社等の公的団体や民間企業からの受託実績を参加資格とすることができる。この場合にあつては資格審査における客観性の確保に留意しなければならない。
- (6) 配置予定管理（主任）技術者の同種業務履行実績
- ① 過去5年間に県・国・地方公共団体から受託した同種業務の管理技術者を経験した者を管理技術者として配置することを要件として設定できる。
 - ② 同種業務の管理技術者を経験した者であるかについては、テクリスに登録されているものを原則とするが、他の方法で事実確認ができれば、これを認めることができる。
 - ③ 発注者の判断において特に必要と認められる場合には、公社等の公的団体や民間企

業から受託した業務における経験を含めることができる。

(7) その他

適正な履行を確保するうえで必要な事項を要件として設定できる。

(入札参加可能者数)

第4条 入札参加可能者数は設計金額に応じて、次表の区分によるものとする。

区 分	参加可能者数
400万円超1千万円未満	原則15者程度
1千万円以上5千万円未満	原則20者程度
5千万円以上	原則30者程度

ただし、委託する業務内容の特殊性、地域状況等から、発注者の判断において特に必要と認められる場合には、当該委託の実情に応じた取り扱いを行うことができる。

(その他)

第5条 審査会の構成、運営及びその他設定要件にあたっての各局部の固有の事項等については、各局部等において別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、令和7年5月19日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。